

武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会

中間まとめ

令和4年9月

武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会

目次

武蔵野市の学校・家庭・地域の協働体制の未来像

1 検討の背景

(1) 社会情勢の変化と本市の学校教育の方向性	1
(2) 学校を取り巻く状況	
① 学習指導要領の理念：社会に開かれた教育課程の実現	1
② 本市におけるこれまでの取組	2
③ 教員の多忙化と働き方改革	2
(3) 検討委員会設置の経緯	3

2 学校・家庭・地域の協働体制の現状と課題

(1) 学校・家庭・地域それぞれにある課題	
①学校	4
②家庭	4
③地域	5
(2) 学校・家庭・地域の協働体制の課題	5
(3) 「開かれた学校づくり協議会」と地域コーディネーター	
	6

3 これからの学校・家庭・地域の協働体制

(1) 「開かれた学校づくり協議会」の機能の充実	8
ボイント1 共有	9
ボイント2 促進	12
ボイント3 つなぐ	13
(2) 期待する効果	14
(3) 機能の充実を図る開かれた学校づくり協議会を運営するにあたって	
①モデル校の実施と効果の検証	16
②運営上の留意点・検討事項	16
③教育委員会事務局の支援	16

4 持続可能な学校・家庭・地域の協働体制であるために

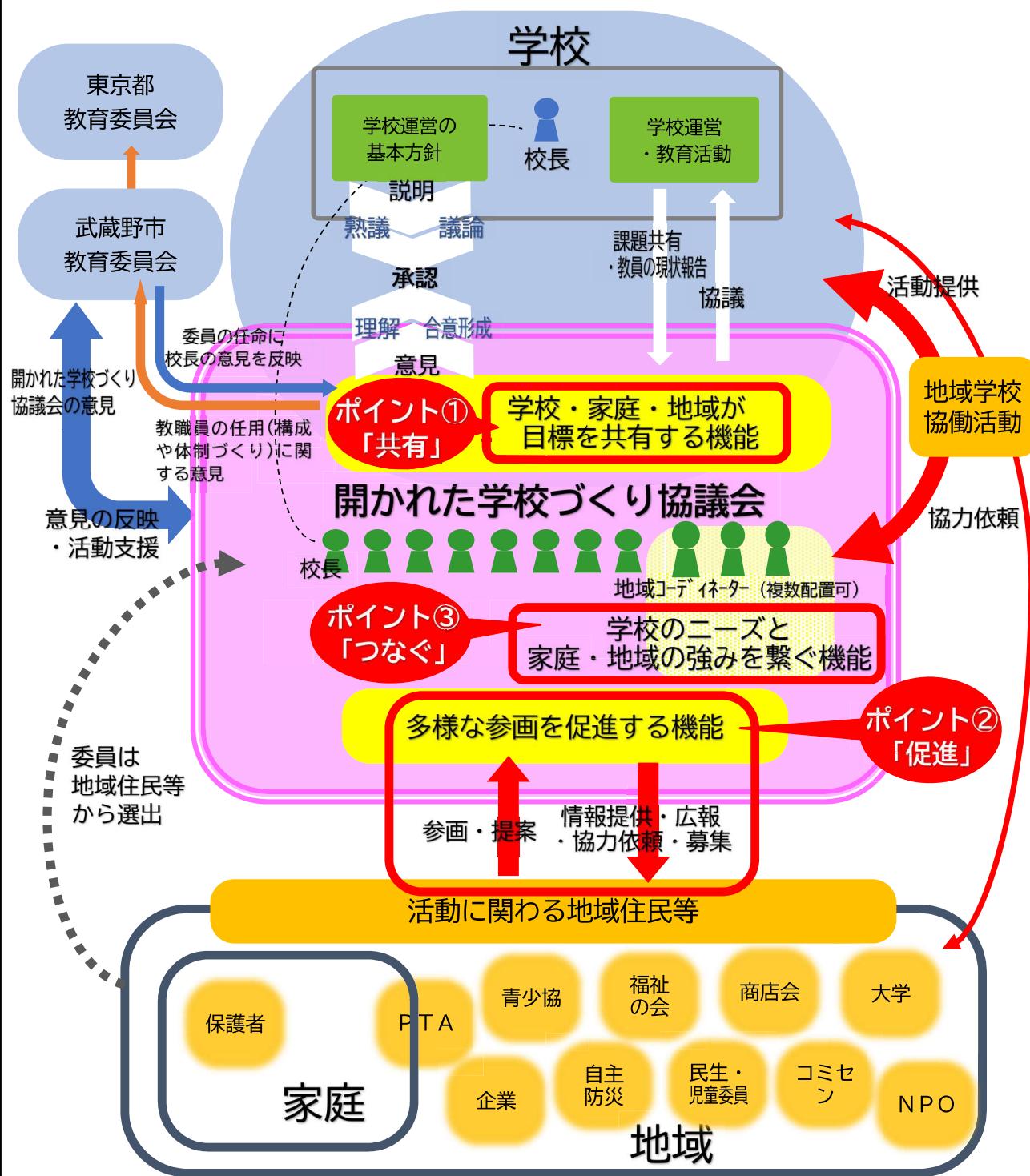
17

《用語説明》	19
参考資料	22

武藏野市の学校・家庭・地域

新しい時代を生きる子どもの豊かな学び・育ちを支える「開かれた学校づくり協議会」の機能の充実を図り、学校・家庭・地域が互いのベクトルを合わせる場として発展を図っていきます。

イメージ



地域の協働体制の未来像

～期待する効果～

家庭・地域にとって

- ★当事者意識の醸成と主体性
- ★学校や子どもたちの変化を実感
- ★安定した地域環境の中で子どもが育つ安心感

学校にとって

- ★必要に応じた家庭や地域との協働
- ★教員の多忙化解消

協議会にとって

- ★達成感や信頼関係の構築と活動の楽しさ

ポイント①

「共有」

学校・家庭・地域が目標を共有し、ベクトルを合わせて 学校運営を協働する

- ◇合意形成を図り、学校運営の基本方針を承認する
- ◇教員の任用（学校の特色にあった人材像）に対する意見を述べる
- ◇学校運営や教育活動の課題を共有し、協議を重ねる
- ◇協議会の活動はPDCAの機能により継続的に改善を図る
- ◇多様な委員を選定し、協議会の開催回数を充実する

ポイント②

「促進」

地域住民等との多様な参画をマネジメントし、地域学校 協働活動を促進する

- ◇積極的に広報活動を行い、地域住民等の参画を促進する
- ◇地域の協力者を結ぶオンラインツールを活用する
- ◇誰もが気軽に、得意分野で1回だけでも参加できる仕組みを整える

ポイント③

「つなぐ」

学校のニーズと家庭・地域の強みを効果的につなぐ

- ◇地域コーディネーターの複数配置を可能とする
- ◇層の厚いチーム体制で地域学校協働活動を支える
- ◇ネットワークが共有され、学校のニーズと家庭・地域の強みが幅広くつながる

1 検討の背景

(1) 社会情勢の変化と本市の学校教育の方向性

近年、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化の進展、就労状況の変化、経済格差の拡大、地域社会のつながりや支え合いの希薄化など、社会情勢の変化は子どもたちが育つ生活環境を大きく左右している。

武蔵野市第六期長期計画の「子ども・教育」分野の施策は、「変化の激しい時代の子どもに必要な『生きる力』を育むことを目的」としている¹。本市では学校教育のみならず児童や青少年に関する事業もこの理念に基づいて、その推進を図っている。

また、第三期武蔵野市学校教育計画では、このような時代の中で子どもたちが「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」ことを基本理念として、本市教育委員会が目指す学校教育の基本的な方向性を示している。様々な変化を乗り越え、経験を積み重ね、主体的に新しい時代を生きる子どもたちが豊かに成長することを意図して、各種の施策の推進に努めている。

子どもたちの主体的な学びや、それぞれが問い合わせを見付けて探究していく学習を実現するためには、これまで以上に一人一人の子どもがもつ多様な学びの意欲を生かした学習や協働による新たな価値の創造などの工夫が必要になってくる。

(2) 学校を取り巻く状況

① 学習指導要領の理念：社会に開かれた教育課程の実現

学習指導要領*では、平成29年の改訂で前文に法的な位置を示しながらその理念を明確にしている。その中で、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程*の実現が重要」と、これから教育課程の在り方を示している。

子どもや家庭、地域社会の変容によりいじめ、不登校、貧困や特別支援教育等に関わる課題は複雑化・多様化しており、学校だけの努力で解決することは難しくなっている。「社会に開かれた教育課程」の下、学校は家庭や地域と共に子どもを育てていくという観点に立ち、連携を深めて、教育活動の充実を図っていく必要がある。

子どもたちは家庭や地域で過ごす中で日々成長している。学校は、家庭や地域との積極的な連携から実情を把握して、地域の文化、教育資源や学習環境などを考慮し、教育課程の編成・実施に生かしている。その教育課程を具現化することによって、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校、家庭と地域が共有することが求められている。

¹ 武蔵野市第六期長期計画 60ページ「第8章施策の体系、2 子ども・教育」より

② 本市におけるこれまでの取組

学校での保護者や地域の協働における特徴的な取組として、「武蔵野市民科」が挙げられる。本取組は、市民性（社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力）の育成を目指し、自己・学校・地域・社会などから課題を見付け、解決に向けて取り組む学習活動である。小学校第5学年から中学校第3学年において、総合的な学習の時間や各教科等を組み合わせ、各学年で年1単元以上の取組を実施しているところである。

例えば、「キャリア発達」をテーマにしている学校では、子どもたちが自分の特徴を振り返るとともに、地域企業の協力による職場体験や保護者・地域の方へのインタビュー等を行い、働くことや生き方について考える取組を進めている。

また、「福祉・ボランティア」をテーマに設定している学校では、ユニバーサルデザインに関する調べ学習、武蔵野市民社会福祉協議会の協力による高齢者体験、地域の高齢者施設や福祉施設の訪問・交流などを通して共生社会について考える取組を進めている。

さらに、「武蔵野市の魅力発信」や「まちづくりへの参画」をテーマに設定している学校では、フィールドワークを通して地域の商店や施設等のよさを調べ、関係者に協力を得てタウン誌で発信する、地域の起業人に自分たちのビジネス案を提案する、まちをよりよくするための案を市長に提言するなどの取組を進めている。

こうした地元企業や地域の多様な人々とふれあう機会を創出するにあたっては、学校と地域を結ぶ窓口役である地域コーディネーター*が活躍している。地域コーディネーターからも、子どもたちとの関わりから地域や企業も活気づいたという声が届けられており、学校と地域の協働における好事例といえる。

武蔵野市民科は、各校が地域の特色を生かす中で、子どもたちの社会参画への意識を高める取組であり、保護者や地域団体との連携が不可欠である。今後、一層効果的な取組していくためにも、家庭や地域との協働体制の構築が欠かせない。

③ 教員の多忙化と働き方改革

学校を取り巻く環境も多様化・複雑化しており、一つ一つの対応の変化により学校に求められる役割が増大している。教員の勤務時間の中心は授業や生活指導である。加えて子どもたちの下校後に保護者対応、学校運営に必要な会議や打ち合わせなどを行う。さらにその後に授業の準備等を行っている実態がある。

令和3年度の市内小・中学校教員の8月を除く1日の在校時間は平均10.11時間であり、平成26年度に行われた武蔵野市立学校職員意識調査によれば、土・日曜日に月3日以上学校に来る割合は46.8%である。その中で、負担感の多い業務は事務処理、調査報告、保護者対応、行事準備、放課後の会議、各種研修などが挙げられている。教材研究や授業準備の時間は、「どちらかといえば取れていない」または「取れていても時間外」と回答する割合が8割以上である。また、半数近くが5時間以下の睡眠時

間であり、「どちらかといえば疲れている」または「いつも疲れている」と回答した割合も8割以上である。加えて、教員の中でも多様な業務を主に調整する役にある副校長の在校時間は特に長くなっている。

こうした状況から、教員の働き方改革の推進が求められている。令和3年度市政アンケート調査によると、「今後重点的に進めてほしい施策」として小・中学校教育分野では「教員の働き方改革」が28.7%で全体の2番目であり、市民の関心も高いと言える。本市教育委員会では、国や都の対策や計画を踏まえて平成28年度から「先生いきいきプロジェクト」を推進し、これまで具体的な取組を行ってきている。

例えば、校務支援システム²、タイムレコーダー³や電話応答メッセージの導入、支援人材を確保し、事務補助、学習指導や部活動指導の負担軽減を図っている。タイムレコーダーの導入は、在校時間に対する意識付けに寄与している。しかし、学級担任であるかどうか、部活動指導の有無、授業の合間・給食・清掃の時間を子どもたちとどう過ごしているかなど、個々の教員の日々の仕事の向き合い方によって在校時間は大きく変わり、一律に対応策を講じるだけでは本来的な意味での働き方改革の成果は見えにくい。

(3) 検討委員会設置の経緯

前述の社会情勢の変化や学校を取り巻く状況等を踏まえて、学校・家庭・地域が一体となって子どもの成長を支えることができるよう、より主体的に協議し合う体制づくりや、持続可能な体制づくりについて検討を行うことが武蔵野市第六期長期計画および第三期武蔵野市学校教育計画に明記されている。

多様で質の高い教育活動を継続的に実施するためには、学校と地域の連携・協働の下、より幅広い地域住民等の参画を推進し、多様な取組を実施できるような体制を整える必要がある。計画では、開かれた学校づくり協議会の発展及び教育活動を支える地域コーディネーターやPTA*等の負担軽減も検討課題として挙げられている。開かれた学校づくり協議会や地域コーディネーターに関する記述については、6ページで後述する。

そこで、まずは関係部署で構成された府内検討会議において、課題の整理や共有を行い、議論すべきテーマや範囲について検討した。その結果、「未来を担う子どもたちのために」という理念を前提として、「社会に開かれた教育課程」を通じて学校・家庭(保護者)・地域が目標を共有し、持続可能な協働体制を構築できるよう、テーマを『「学校運営」に関する協働体制について』に絞って検討を行っていくこととした。

府内検討会議の報告を踏まえて、外部の有識者、関係地域団体選出者、学校や行政

² 成績管理や通知表作成、教材作成、共有フォルダの活用による資料や情報の共有化等による教員の業務軽減を図るシステム

³ 教員は超過勤務手当が支給されず、教職調整手当（給料月額の4%）が支給されるため、それまで在校時間の把握をしていなかったが、勤務時間の意識づけや労働時間の適正化に向けて平成30年度に全校に設置した。

関係者のメンバーから成る本検討委員会が設置された。

この検討結果については、この中間まとめにおいてパブリックコメントを実施し、多様な意見を反映した上で、本市教育委員会へ最終的な報告書を提出する。

2 学校・家庭・地域の協働体制の現状と課題

(1) 学校・家庭・地域の現状とそれぞれにある課題

上記のように府内検討会議では、学校・家庭・地域の連携先別に課題の整理や共有を行った。本検討委員会においても、主に第1回から第3回にかけて学校・家庭・地域の連携が必要である背景や、課題について議論してきているところである。

① 学校

多様な家庭への対応や人権教育、SDGsに関する教育、キャリア教育、プログラミング教育など一部の教科指導だけでは解決できない横断的な分野での教育の必要性、個別最適な学びの保障などの業務が複雑化している。

一方、教員の現状に目を向けると、多忙さから家庭や地域と連携・協働する余裕がない。教員一人一人の心身の健康を保持し、子どもたちと向き合い、子どもたちの成長を実感できる喜びを感じる大切な時間を確保できるよう、教員の多忙化解消は今後も引き続き取り組んでいかなければならない喫緊の課題である。

学校と家庭のつながりはPTAを介すものも多く、その機能はある意味で適切に運用されている。一方、PTAは毎年役員決めが難航したり、子どもが卒業した後には関係が途切れたりする現状にある。また、家庭の事情に応じて個別の対応や丁寧な連絡を取る必要があるが、勤務時間外の対応になってしまふことも少なくない。

さらに地域との関係では、各団体の会合に校長・副校長が出席する機会が多い。学校行事や地域行事の互いの協力依頼や地域団体との連絡調整に時間を要することもある。

② 家庭

人口が減少する時代において、本市は転入の増により人口の増加基調が見られ、当面はこの傾向が続くと見込まれている。交通の利便性も高く、緑豊かで閑静な住宅地と都内有数の商業地が並存し、多くの調査においても住みたいまちとして高く評価されている。子育て世代の家庭からの人気も高い。

家庭の状況は社会の変化に伴い、家庭構成の変化や共働き家庭の増加など多様化している。新築住宅やマンションの増加により顔の見えない近隣関係や転出入の多い保護者世代は、個人的なコミュニケーションにとどまり、対人的な関係性は希薄になりがちである。

上記のとおり家庭状況は多様に変化してきているが、PTAの組織は変わりにくいところがある。多くのPTAでは活動のスリム化や負担軽減のために努力しているが、役

員が单年度で変わるためにその意図が実行されにくい面がある。PTA活動は、子どもたちの教育環境づくりに寄与するのみならず、家庭と地域の接点を創出する活動でもある。PTA活動を経験することにより、保護者が地域への愛着を高める波及効果も期待される。しかし、活動の負担に対する懸念から各家庭の積極的な参画を得られない場合もあり、役員以外は学校とも地域とも関係が薄い。

また、PTA役員になると学校との関係は深まり、地域団体と関わりが生まれ活動に参加するきっかけができるなどのメリットもある。役員以外の保護者と地域のつながりを築いていくことが必要である。

③ 地域

地域には、コミュニティ協議会*（コミュニティセンター）、民生児童委員*、地域社協（福祉の会）*、青少年問題協議会*、自主防災組織*、商店会などの地域コミュニティを担う団体がある。市民が自動的に行う活動や行政との協働で、地域はより豊かになり、多くの成果が積み上げられてきている。そうした地域団体においては、役員等の長期化や他の団体も兼任するなど、担い手が不足している現状もみられる。

一方で、学校や地域に関わりたいが、そのきっかけがなく機会がないまま潜在化している地域人材も少なくない。教育委員会では、学校教育に深い関心をもち、特技や趣味を生かして子どもたちの指導や学校に協力をする地域の協力者をリストアップして100名程度登録している。この状況を踏まえ、学校に情報提供するにとどまらず、協力人材の活用のしやすさも工夫していく必要がある。

学校と地域団体は各種会議や行事などで協力する活動がある。そこで課題としては、連絡や調整に時間や労力を要したり、協力の度合いは各校によって地域差があつたりすることが挙げられる。

PTAとのネットワークや関与の仕方も地域差が大きく、地域活動に協力を求めて、家庭からの参加者や協力者は減少傾向にある地域団体もある。

しかしながら、近年ボランティア活動への関心は高まっており、学生、社会人等が災害、まちづくり等の活動に積極的に取り組む様子も見受けられる。活動への関心がない訳ではなく、参加するきっかけがあれば活動する人もいると考えられる。

（2）学校・家庭・地域の協働体制の課題

現状では、子どもを地域で育てていく方向性を共有するための立場の異なる学校・家庭・地域が連携できるつながりはあるが、意識の共有などを深めるまでには十分に至っていない。互いに情報発信し合い、また相互の状況を理解し合い、視点や方向性を調整する機会が必要である。

また、教員の負担を軽減して子どもと向き合う時間に注力できるよう、学校・家庭・地域の協働体制が教員をサポートしていく機能が求められている。文部科学省の中央

教育審議会は、学校における働き方改革に関する答申⁴の中で、これまで学校や教員が担ってきた代表的な業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として整理をしている。それらの業務においては、関係機関及び地域や保護者と役割を分担したり協力体制を取ったりすることで学校の負担を軽減していくことを示している。

しかし、前述のとおり地域団体やPTAには成り手不足など活動の継続性に課題もあることから、今後求められる協働体制の支援や活動は、「持続可能性」という視点をもって体制づくりを行っていかなければならない。目指すべき方向性は、学校・家庭・地域の立場が異なる関係者が互いの状況を理解し合い、強みをコーディネートし、協議の場を設ける持続可能な仕組みである。

(3) 「開かれた学校づくり協議会」と地域コーディネーター

既存の仕組みである「開かれた学校づくり協議会」は、平成12年度の試行を経て、平成13年度から市立全小中学校に設置された協議会である。学習指導や学校行事、教育活動、子どもたちの指導、学校と家庭・地域の連携等学校運営に関して、各委員に広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるために設置されている。学校教育法施行規則第49条第1項に基づく学校評議員*の位置付けである。委員は地域、保護者、関係団体等の代表ら委員8名以内から成り、年4回程度、校長の招集により協議会が開催されている。会議内容については、学校または各団体からの情報提供が中心であり、校長の求めに応じて意見交換等をしている。

また、開かれた学校づくり協議会は、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークである地域学校協働本部*の機能も兼ねている。そのため、学校と地域を結ぶ窓口役である地域コーディネーターが開かれた学校づくり協議会委員を兼任している。その中心的な役割は、活動に関わる地域住民等の参画について、①コーディネート機能、②多様な活動提供、③継続的な活動提供を担っている。

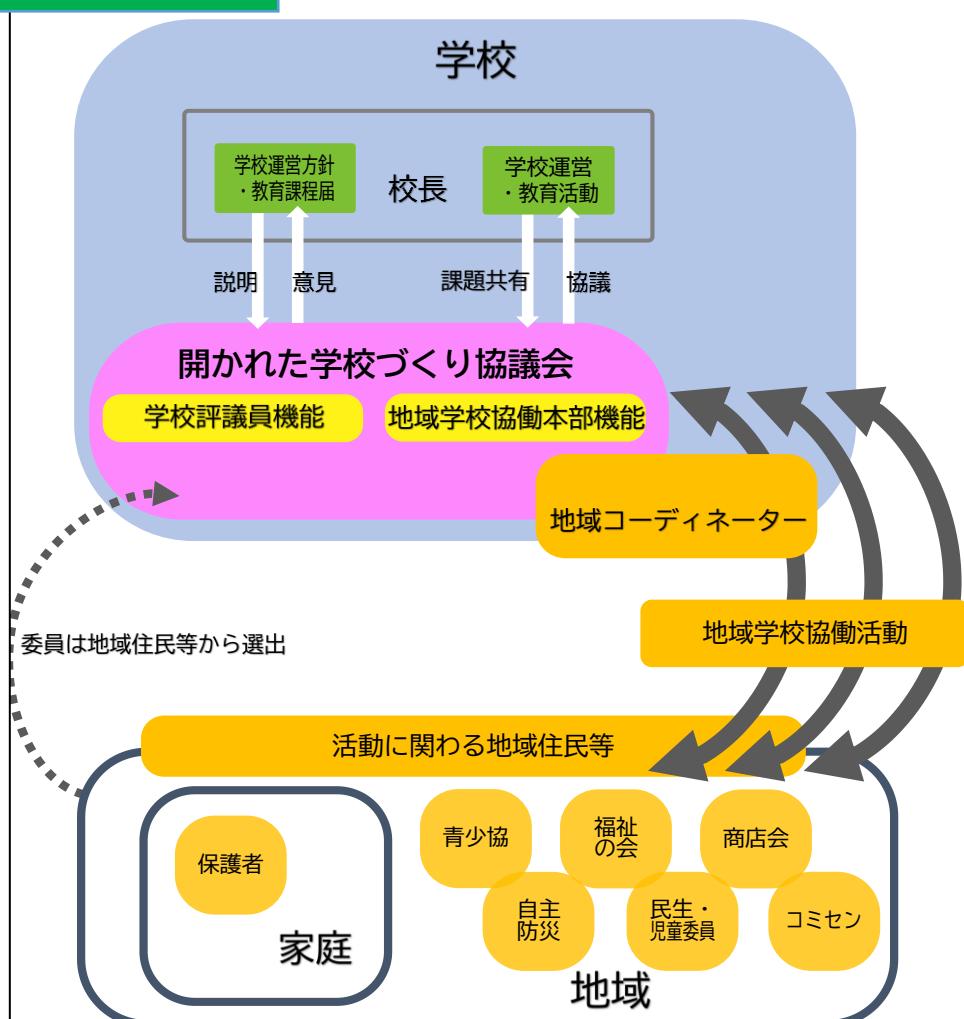
このように、地域コーディネーターは学校の副校長や教員の負担軽減を図り、学校の要望に応えて地域と連携した学校教育の推進をより豊かに身近なものにしている。例えば、実際に農業や伝統文化などのゲストティーチャーによる学習支援、登下校の見守り、遠足、運動会や展覧会などの学校行事支援、花壇の整備などの緑化活動、職場体験受入事業所との調整など幅広く学校支援活動に携わっている。

⁴ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）の中で、これまで学校、教師が担ってきた代表的な業務の在り方にに関する考え方について、代表的な14の業務の在り方を次の通り整理している。【①基本的には学校以外が担うべき業務】：登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整、【②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】：調査・統計等への回答等、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動、【③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】：給食時の対応、授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導、支援が必要な児童生徒・家庭への対応

学校や地域からは、地域コーディネーターは欠かせない大切な存在で、その役割に感謝しているという意見が多く寄せられている。地域コーディネーターの活動を進めにあたって、企画内容の提示や余裕のあるスケジュールの確保等の課題があるが、多忙な学校に配慮した活動となっている傾向がある。

開かれた学校づくり協議会の地域学校協働本部の機能は、実際には地域住民等の参加が地域コーディネーター個人の人脈頼りになりがちであり、活動の多様性や持続可能性に課題がある。実際にPTA役員になってから初めて開かれた学校づくり協議会に関わったという意見や、開かれた学校づくり協議会委員に委嘱されていない団体ではその存在を知らないなど、そもそも開かれた学校づくり協議会の認知度が低い実情も見られる。また、子どもたちの現状について前向きな議論がなされている学校もあれば、開催回数の規定もあり、報告中心の会議内容となっている学校も少なくない。それゆえ、学校と地域が目標を共有するまで十分に議論できることが望まれるところである。

【参考】現状

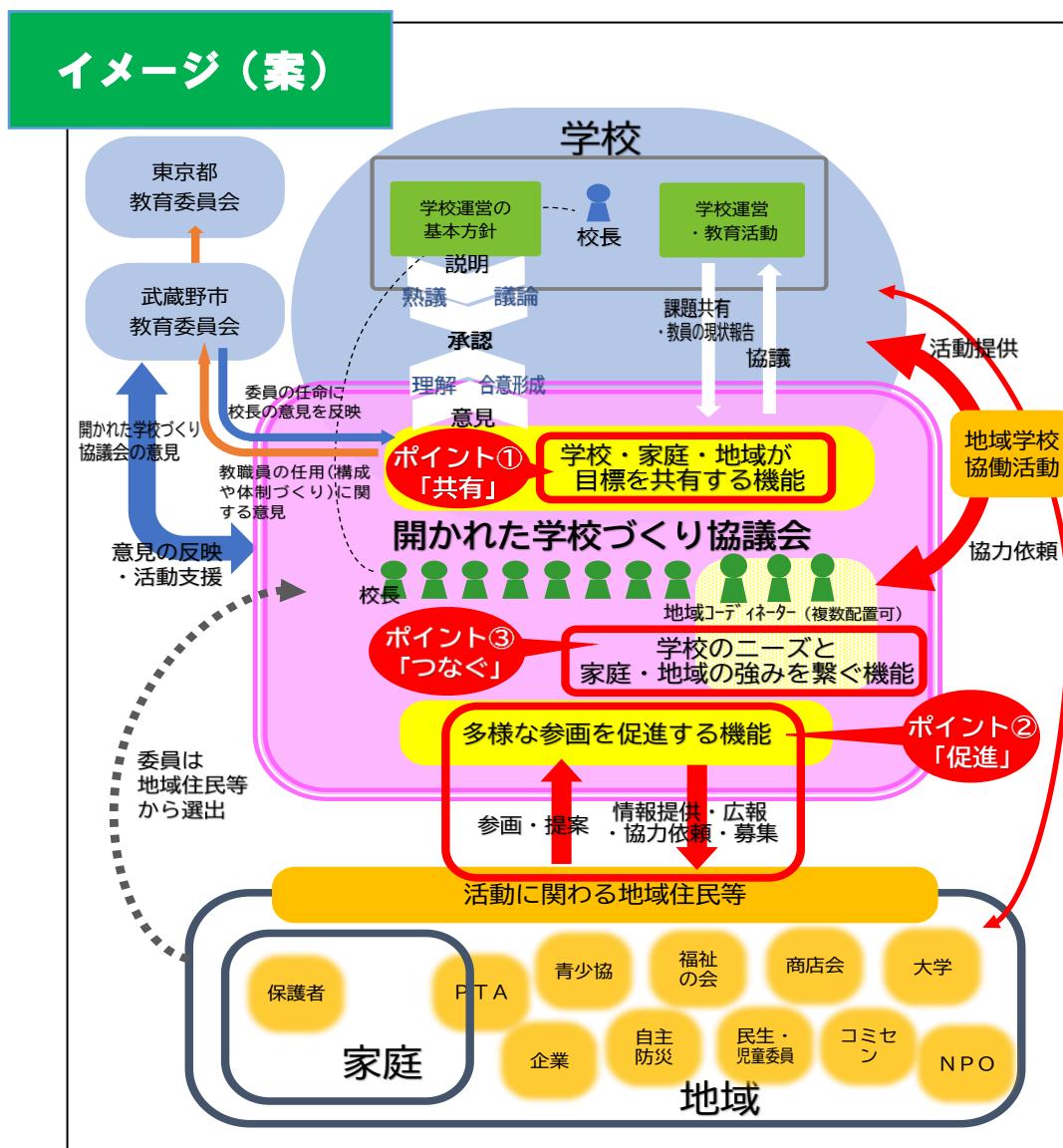


3 これからの学校・家庭・地域の協働体制

(1) 「開かれた学校づくり協議会」の機能の充実

学校・家庭・地域の現状と課題を踏まえて、本検討委員会では、学校・家庭・地域が相互の意見を表明し合い、互いの状況を理解し合い、連携・協働をすすめる場の必要性が議論された。そこでは相互の抱える課題に多様性はあっても、「子どもの豊かな学び・育ちを支える」という思いと理念は同じであることを共有している。そのための基盤を整備していくという共通の観点から、現行の「開かれた学校づくり協議会」の仕組みを活用し、機能を充実して互いのベクトルを合わせる場として強化する方向性を見出している。

機能の充実のイメージとしては、次の3つのポイントを軸に発展させていくことで学校・家庭・地域が抱える課題の解決や、14ページ以降に示した期待する効果が得られるかを検討していくことが大切である。



ポイント1 共有

学校・家庭・地域が目標を共有し、ベクトルを合わせて学校運営を協働する

【学校運営の基本方針の承認】

学校・家庭・地域が互いの状況を理解し合い、目標の共有を具現化する仕組みとなるために、開かれた学校づくり協議会が合議体となり校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定される「学校運営協議会*」の機能を活用することである。

加えて、家庭・地域と教育目標を共有するために、学校は学校運営の状況や教育活動について情報提供や説明をし、議論を重ねて学校・家庭・地域の互いの思いや理解を深めていくことが重要である。子どもたちの育ちを共に考えていこうという目標のもと、「合意形成」を重ね、最終的には開かれた学校づくり協議会の中で学校・家庭・地域が責任を共有して学校運営の基本方針の承認を行うことで、地域・家庭の理解と協力を得た教育活動を行うことができる。この承認までのステップが、「社会に開かれた教育課程」の実現に資すると言える。

あくまで学校運営の責任者として、教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものであり、協議会が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限をもつものではない。家庭や地域と方向性を合わせ、運営方針が認められることによって、校長の学校運営に対する自信につながっていくことが期待できる。

一方で、開かれた学校づくり協議会の中で合意形成が得られず、基本方針が承認されない場合も起りうる。校長は開かれた学校づくり協議会と議論を続けて承認されるよう基本方針を大成する努力を続けることを前提としつつも、例え、承認されない場合にあっても学校運営は校長の責任の下に行われていく。

かかる場合には、開かれた学校づくり協議会の運営改善に向けた対応を工夫とともに、必要な求めに応じて教育委員会がその支援を行うなど、承認されないケースに対応するための検討が今後とも必要である。

【教員の任用に関する意見】

学校運営協議会の機能には、「教員の任用に関する意見の申出」を行う権限がある。ただ、教員個人の任用の是非に関するものではなく職員構成、経験、得意分野や専門性など、その学校の特色にあった人材像などに対して希望する意見を述べられるものである。教員の任用のどのような事項について意見の対象とするかは教育委員会規則で定める必要があるが、かかる意見等は本市教育委員会を通じて、教員の任命権者である東京都教育委員会に申し伝えられる。

また、その機能には学校側からも求める人材を公募できる仕組（東京都の制度）がある。学校ごとにその希望を申請し、その学校が求めているイメージ像に適している教員が自薦で申し込むことができるものである。

こうした教員の任用に関する機能を活用するためには、開かれた学校づくり協議会の中で学校の体制や教職員の現状報告が適切に行われ、協議されることが不可欠である。

【開かれた学校づくり協議会の PDCA サイクル】

開かれた学校づくり協議会は、地域学校協働本部として位置付けられている。共有した目標・ビジョンや学校運営方針を軸に、幅広い地域団体等との地域学校協働活動を続けていけるよう、学校運営協議会機能と地域学校協働本部の双方を一体的に取り組んでいくことが重要である。学校評価と共に地域学校協働が効果的に行われているかを振り返り、課題解決や改善策を講じて PDCA のサイクルによって継続的に向上していく効果が期待できる。

(P—計画—) 開かれた学校づくり協議会での熟議を経て、学校運営方針を承認する。

地域学校協働活動においても何を目的にいつ、どのように行うのか、学校の教育課程とも関連付けて活動内容を計画する。

(例：4月地域での新入学児の登下校の見守り・給食補助ボランティア募集、5月運動会の受付や誘導のボランティア募集、6月まち探検の協力事業者探し…)

(D—実行—) 地域コーディネーターが学校と地域住民等の懸け橋となり、情報共有や助言を行いながら地域住民や団体等の幅広い参画を促す。学校は教育課程に基づいた教育活動の中に、武蔵野市民科、キャリア教育や体験活動におけるゲストティーチャー招聘など地域との協働を生かした学習を実施する。

(C—評価—) 学校の運営が健全に行われているか、学校運営の評価を行う。また、地域学校協働活動の活動内容や家庭・地域との連携の課題について振り返りを行い、開かれた学校づくり協議会の中で共有する。その結果、子どもたちの育ちや学びに変化や成長があったことを検証する。

(A—改善—) 評価に対する意見や協議を重ねて、次年度に向けて目標の設定、改善に向けた工夫やアクションプランを立てる。学校運営や教員の任用に関する意見は、次年度の学校運営方針の参考とする。

【委員の構成と任期・開催回数】

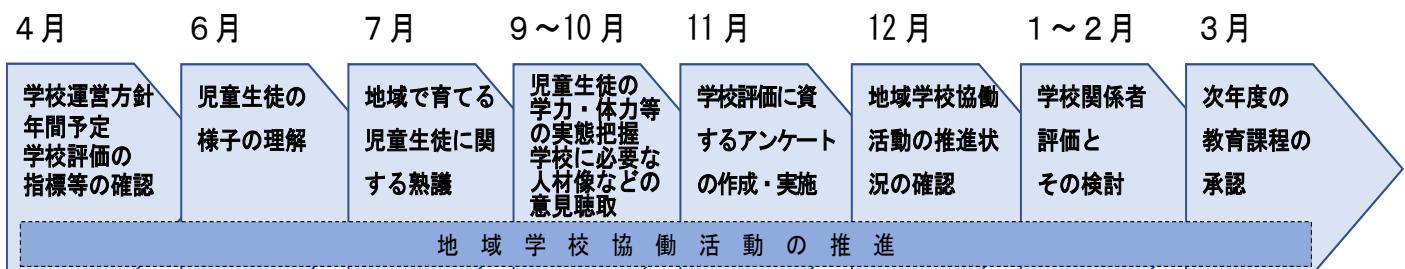
開かれた学校づくり協議会の委員は、現行8名以内である。これを12名程度まで上限を広げることを検討する。定数を増やすことにより、活動の多様性を担保し、多くの知恵が集められるように考えたい。このことによって、現在各校で任命できていない地域団体や学識者、新しい地域人材などを協議会の委員に追加できるであろう。

委員は地域の実情に応じて、年度末までに新年度の委員を校長が推薦する。地域団体の代表が充て職で委員であり続けるなど、一部の関係者に負担が偏っている現状があることから、委員の人選にあたっては、年齢層やジェンダーバランスなど多様な意見が反映できるよう考慮して、日々の学校運営や地域学校協働活動に建設的な議論ができるようにしたい。例えば、地域の実情に応じて大学生などの若い世代、保育園や幼稚園などの関係者、地域の企業やNPO団体の関係者などの参画も可能となる。

地域団体の担い手不足や世代交代が進まない現状から、委員の任期についてはその期限や再任についても引き続き検討していく必要がある。委員の任期を終えても地域の協力者として開かれた学校づくり協議会とつながりを持ち続けていけるような関係を築いていくことを期待したい。

また、協議会の開催回数についても、現行の4回から8回以内程度まで充実させていくことを考えたい。これまでには、校長の求めに応じて意見することがみられたが、今後は学校の運営方針を承認するための議論、地域学校協働活動の状況把握やPDCAを年間通して回していくことを鑑みると、現行の4回では十分とは言い切れない。例えば、下記のような協議内容やスケジュールの中で、学校・家庭・地域が互いに理解を深め合う展開がイメージできるものと考えられる。委員の構成人数、協議会の回数の上限を増やすことによる負担増加の懸念については、開かれた学校づくり協議会運営の事務局機能やその組織体制を維持できる在り方をさらによりよく検討していくこととする。

会議8回の場合のスケジュールの例



ポイント2 促進

学校と家庭や活動に関わる地域住民等との多様な参画をマネジメントし、地域学校協働活動を促進する

【開かれた学校づくり協議会の活動提供】

開かれた学校づくり協議会は、学校へ多様な活動提供を集中的に担う存在でありたい。それゆえ、委員の一人でもある地域コーディネーターが中心となり、そのボランティア的な発想を大切にしながら、地域住民や地域団体の参画を一つの仕組みとしてカタチづくることを促進する。また、地域の協力者等との調整を行うことで学校の負担を軽減するとともに、多様な担い手の教育活動への参加が促進され、その豊かな関わりを通して子どもの個々の確かな学びがより充実することを期待する。

さらに、学校側がどのような活動に家庭や地域の協力が必要なのかを明確にして、そこに対して適材と考えられる地域人材を結び付けコーディネートする。これらの相互の関わり合いにより、協力者側も自らのもてる力を発揮できる分野を選択しての参画が可能となり、充実した活動のしやすさにつながるものと考える。

《活動の例》

小学校…登下校の見守り、ゲストティーチャーの招聘、遠足や展覧会など行事の補助、課外活動の朝練習補助、放課後の学習支援、周年行事サポートなど
中学校…放課後の学習支援、部活動の指導サポート、職場体験先の調整、各種検定の実施サポート、学校周辺の環境整備、周年行事のサポートなど

【開かれた学校づくり協議会の広報活動】

家庭や地域学校協働活動に関わる地域の協力者に多様な参画を呼びかけるには、開かれた学校づくり協議会の役割の周知と、活動内容の情報提供など積極的な広報活動が必要である。

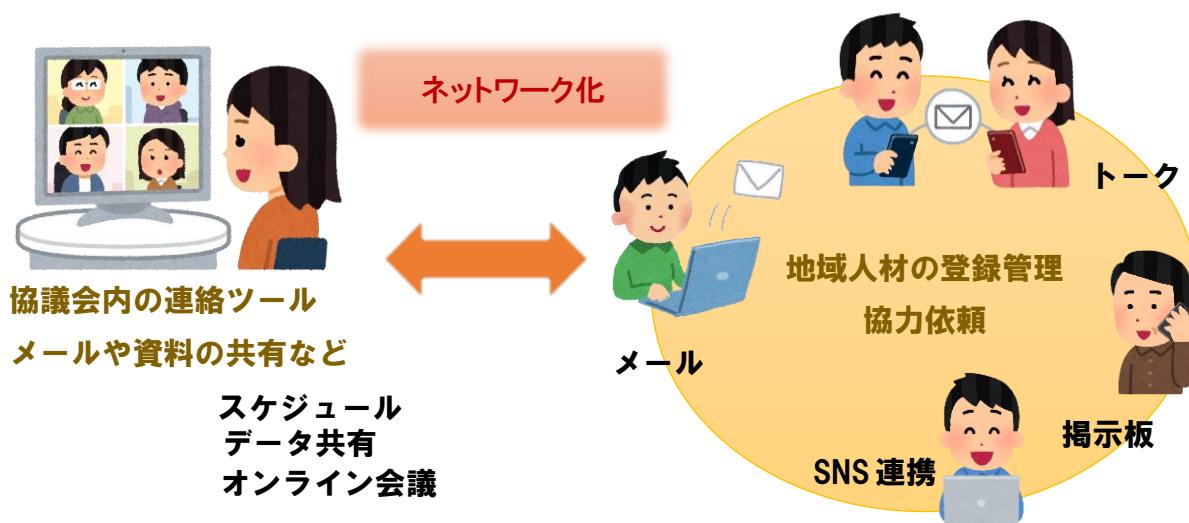
現状では、開かれた学校づくり協議会について、委員が選出されているなど関わりのある地域団体の関係者や一部の保護者にしか知られていない。家庭や地域の協力者側からも企画案や具体的な活動内容の提案をもらうような地域学校協働活動していくために、適切かつ効果的な広報手段により学校・家庭・地域の日常的なコミュニケーションを促進する。

【地域の協力者を結ぶオンラインツールの活用】

地域の協力人材の登録管理や協力依頼を効率的に行う仕組みとして、開かれた学校づくり協議会が協力者募集の情報を容易に周知できるオンラインツールの利用を検討する。

PTA の役員や地域団体には担い手不足という課題がある一方で、家庭や地域には学校や地域活動に関わりたいがきっかけがなく潜在化している人材もみられる。特に保護者世代との連絡はスマートフォン、SNS やメールなど、身近にあるオンラインツールの利用が有用である。誰もが気軽に、得意分野で 1 回だけでも手を挙げられるようなシステムを活用して参画を促進する。

開かれた学校づくり協議会と家庭・地域の協力者をシステム化したイメージ



ポイント3 つなぐ

学校のニーズと家庭・地域の強みを効果的につなぐ

【地域コーディネーターの複数配置】

学校の教職員や PTA 役員は年度によって人員が替わっても、地域との橋渡し役として安定して存在する地域コーディネーターは、学校のニーズと家庭や地域の強みをつなぐ要である。しかし、地域コーディネーターも困難な対応に孤軍奮闘したり、活動と

して記録に残らないような連絡調整など細かな活動に多く時間を費やしたりすることもある。地域の実情に応じて、学校の事務補助職員が地域コーディネーターをサポートするなど複数で対応するメリットも意見として挙げられている。

今後は、各小中学校に1名ずつ配置している地域コーディネーターを複数配置することを可能とし、層の厚いチーム体制を築いていく。互いに役割を分担し合い、それぞれの地域コーディネーターの力を発揮できるチームで対応することにより、教育課題に応じた多様な活動が提供される。また、負担が互いに偏らないことで継続的な地域学校協働活動が可能となる。

【開かれた学校づくり協議会を中心としたネットワークの広がり】

開かれた学校づくり協議会を中心に、多様な委員の属性、複数の地域コーディネーターや地域の協力者などそれぞれがもつネットワークが共有されることにより、学校のニーズと家庭・地域の強みが幅広くつながる。このことから、学校・家庭・地域が「顔の見える」関係となり、日々の教育活動だけでなく、家庭や地域で抱える課題への対応や解決によりよく寄与していくことが期待できる。

例えば、地域防災組織、福祉関係者とのつながりから、子どもたちの防災意識の向上や安心安全な暮らしの確保、不登校、養育困難や貧困問題等への対応など、子どもたちを取り巻く多様な地域課題の対応がより可能となる。よりよい地域をつくるためのネットワークのプラットフォームとなることも期待される。

(2) 期待する効果

✧ 連携・協働する当事者意識の醸成

委員である保護者や地域住民が当事者意識をもち、学校運営や教育活動の課題に対して主体的に連携や協働することができる。近年の感染症対策に例を見るように、困難な状況にも学校は迅速かつ的確な対応を求められる状況にある。開かれた学校づくり協議会が学校運営を支え、校長の決断を後押しする後ろ盾となる。連携や協働して取り組んでいくことは、地域学校協働活動にもより深く確かなつながりをつくるものである。

✧ 必要に応じた家庭や地域との協働

学校では、地域の実情を踏まえた教育活動や行事を取捨選択した上で、必要に応じた家庭や地域の担い手との協働が可能になる。子どもたちの体験活動の機会が減少しているが、そのような中でも地域や家庭の英知や協力を得てできる取組を検討し、子どもたちの学びの意欲に沿った学習内容の充実がみられる。

✧ **教員の多忙化解消**

学校がやらなくてもよいことや、やめられることを共に考え、学校の業務を家庭や地域と役割分担できれば、教員の多忙化解消にもつながる。学校・家庭・地域の共通理解で業務の見直しを行うことで必要な教育活動に注力できるようになり、教育活動の質の向上にもつながる。

✧ **学校や子どもたちの変化を実感**

家庭や地域も、学校や子どもたちと主体的な関わりが増え、学校や子どもたちの変化を実感できることが次の協力活動の動機付けにつながる。学校だけでは対応しきれないことを地域連携でどう取り組んでいけのるか、立場や専門性の異なる中で互いの意見や思いをすり合わせて熟議していくことができる。

✧ **達成感や信頼関係の構築と活動の楽しさ**

子どもたちに関わる多くの人が、それぞれ果たすべき役割に応じて主体的かつ一体的に活動していく中で達成感や信頼関係が生まれ、活動に楽しさと確かさを見出せる協議会になることを期待する。楽しいという思いが広がれば、活動に対するやりがいや意欲が継続し、開かれた学校づくり協議会の委員のみならず、家庭や地域の協力者のサポートの輪も広がる。

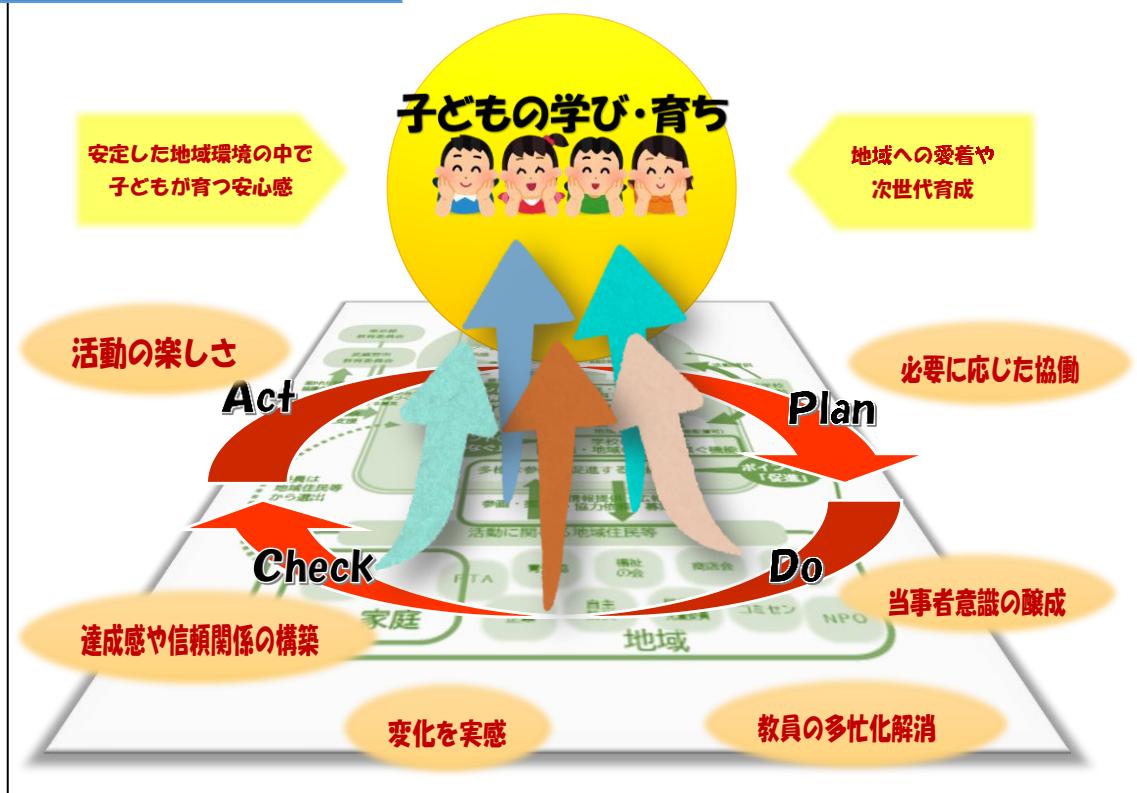
✧ **安定した地域環境の中で子どもが育つ安心感**

開かれた学校づくり協議会が土台となり、学校・家庭・地域が互いの意識や考え方の共有を深められる。この結び付きによる新たな協働体制が、子どもたちの豊かな学びや育ちを支える基盤となる。そして、各家庭にとっても学校や地域との距離がさらに近くなることで関係性も深まり、安定した地域環境の中で子どもが豊かに育つことに安心感を得ることができる。

✧ **地域への愛着や次世代育成**

子どもたち自身も地域との関わりの中で学びが充実し、地域への愛着が醸成される。自ら成長していくうちに、地域社会構成員の一人としての自覚が芽生え、地域活動の担い手として次世代育成につながっていくことも期待できる。

期待する効果



(3) 機能の充実を図る開かれた学校づくり協議会を運営するにあたって

① モデル校の実施と効果の検証

機能の充実を図る開かれた学校づくり協議会の効果についてはモデル校を指定して実践し、子どもたちの学び・育ちの変容も含めて検証する。充実した機能を維持できているのか、また学校の負担をより増やすことになっていないのかなど健全な状態で運営されているかの検証も必要である。

モデル校については、市立小中学校 18 校のうち 2 校を教育委員会が指定し、令和 5 年度から 2 年間実施する。その実施にあたっては、運営の参考となるガイドライン（案）を作成する。

また、検証方法については、子どもの学び・育ちに関する教育活動の記録に加え、学校・委員へのヒアリングや保護者アンケート等を実施する。さらに、運営状況の把握について、学校・家庭、地域団体やモデル校以外の開かれた学校づくり協議会や各校にフィードバックする。そこで生じた課題等については、改善策を協議・検証し、運営ガイドライン*を随時改訂しながら、次年度の円滑な実施に生かしていくこととする。

② 運営上の留意点・検討事項

- 現行より会議の回数を増やし、熟議するための各種調整、会議運営の準備や事務作業が必要になることが予測されることから、事務局機能を担う担当者として事務補助職員を置くこととする。
- 積極的かつ効果的な広報活動を行い、開かれた学校づくり協議会の役割や活動内容の情報を適宜発信する。
- 互いに参加しやすく効率的な協議会運営となるよう、開催時間の工夫やオンラインを併用するなど新たな手法も検討する。

③ 教育委員会事務局の支援

教育委員会は開かれた学校づくり協議会の効率的な運営の一助となるよう、運営ガイドラインの作成や予算の確保などの支援を継続する。特に運営の担い手となる人材に対する財政面での担保に努める。

これまで、開かれた学校づくり協議会の認知度が低いという課題があったことから、その意義や役割を市民や地域に広く知ってもらえるよう広報活動を充実する。

それぞれの学校の中で、日常的な活動の場やスペースの確保の必要があれば学校と調整を図る。また、開かれた学校づくり協議会の役割や運営の流れを委員に説明して協議会の役割に対する理解を深められるよう、協議会開催の際には教育委員会職員を派遣して円滑な運営に向けたサポート体制を整える。

必要経費として、報酬、印刷代や消耗品などの需用費、協議会運営や地域学校協働活動で利用するICT端末や通信費などが予定される。その予算の確保については、国及び東京都の補助金等を活用して過不足ない対応を講じる。

4 持続可能な学校・家庭・地域の協働体制であるために

これまで開かれた学校づくり協議会は、学校と家庭や地域との関係を大切にし、校長からの求めに応じて学校運営に対して意見し、学校評価も行うなど学校評議員として重要な役割を果たしてきている。

今後は、開かれた学校づくり協議会が学校運営に責任を有する合議体として組織的・継続的に設置されることで、子どもたちの豊かな学びや育ちを支える地域づくりの基盤となるために一層充実した体制に発展していくことを期待する。

学校もまた、学習指導要領に示された社会に開かれた教育課程の理念を踏まえて、これまでの教育観を変えていく必要性に直面している。このことは、来る時代にあって、子ど

も個々が自らの道を自ら歩み、確かな自己を獲得し、Well-being⁵を実現することにつながるものである。そのために、子どもたちの学びや問い合わせの意欲に的確に応え、本当に必要なことは何か、という大局的・本質的な議論を学校だけでなく、家庭や地域が一緒に考えることが大切である。

学校・家庭・地域が目指すべき方向性を合わせ、互いの課題を共有し、共に創り上げていく機運を高め、学校運営の改善や充実を図っていくことを大切にする。新しい開かれた学校づくり協議会は、市民自治による市政運営や共助のまちづくりに歴史的に取り組んできた本市の特性をより生かすことができる仕組みであると考える。そこに活動の楽しさが加われば、開かれた学校づくり協議会を通じた新たなコミュニティが広がり活気づき、地域団体の担い手不足や労力を要する事業の見直し等の課題解決が図られたり、PTA の役割を精査したりするなど、大きな変革をもたらす可能性も秘めている。

持続可能性という観点からは、活動に関わるメンバーの負担だけでなく、いかに楽にしかも協働できるかを工夫する思索が重要になろう。学校の働き方改革をすすめるためにも、開かれた学校づくり協議会運営の事務局機能や体制を発展的に維持・向上できるような在り方については、引き続きより一層の検討が求められるところである。

⁵ OECD（経済開発協力機構）は「PISA (Programme for International Student Assessment) 2015 年調査国際結果報告書」において、ウェルビーイング (Well-being) を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き (functioning) と潜在能力 (capabilities) である」と定義している。また、「ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」(OECD Learning Compass 2030)の中で、子どもたちがウェルビーイング (Well-being) を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘されている。

《用語説明》

ページ	用語	説明
1, 17	学習指導要領	全国のどの地域でも、一定の水準の教育を受けることを目的として、文部科学省が定めている各校が教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。「総則」「各教科」「道徳」「外国語活動（小学校のみ）」「総合的な学習の時間」「特別活動」からなり、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。
1, 3, 9 17	社会に開かれた教育課程	学習指導要領の基本理念。「社会に開かれた教育課程」の3つのポイントとして、①よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有、②これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成、③地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現、が挙げられている。子どもたちの学びを学校だけに任せ、学校は教育課程を地域に示し、子どもたちの学ぶ姿をみて地域は評価を行う。子どもの学びを学校と地域が連携して支えていく考え方。
3～ 7, 13, 18	PTA	P=Parents(保護者)、T=Teacher(教職員)、A=Association(組織)の略。各校で組織された、保護者と教職員による任意加入の団体。児童生徒の健全な成長をはかることなどを目的として、様々な活動を行っている。
2, 3, 6, 7, 10, 12, 14	地域コーディネーター	平成28年4月より、学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校（小学校12校・中学校6校）に各校1名（全18名）ずつ配置した地域人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域の協力人材（ボランティア）のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
5	コミュニティ協議会	コミュニティセンターの運営や地域のコミュニティづくりを担う、地域のボランティアによる団体。
5	民生児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
5	地域社協（福祉の会）	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。

ページ	用語	説明
5	青少年問題協議会	青少年問題協議会（略称：青少協）は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関する関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区域ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
5	自主防災組織	自主防災組織は、地震被害等を軽減するため、震災時に地域の防災活動の中核組織として初期消火や救出・救護などの活動に地域で取り組む組織。
6, 17	学校評議員	平成12年1月21日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」に基づく。学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけたもの。学校評議員は校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べる。学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に直接関与したり、拘束力のある決定をしたりするものではない。
6, 7, 10	地域学校協働本部	地域学校協働活動の推進に当たって、整備することが有効とされる仕組み。幅広い地域住民や団体等の参画により形成された、緩やかなネットワーク。地域学校協働本部の要素としては①コーディネート機能②多様な活動③継続的な活動の3点が挙げられる。
9, 10,	学校運営協議会	教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、設置が努力義務化されている。学校運営協議会には、主に以下のとおり3つの役割がある。 ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
10 ～ 12, 14, 17	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

ページ	用語	説明
16,	運営ガイドライン	教育委員会事務局が作成し、どの学校でもスムーズに開かれた学校づくり協議会を開催できるよう、役割を明文化して例示する。①会議開催の年間スケジュール、
17	ン	議題・テーマの例や開催時の流れなど会議開催マニュアル、②委員の推薦から委嘱手続き、会議の開催手順（通知作成、資料共有・準備、記録作成）など協議会事務局の事務フロー、③開かれた学校づくり協議会の広報の仕方や地域協力人材とオンラインツールの活用など新しい地域学校協働活動の活動例などを想定している。

参考資料

■検討の経過

日時	議事内容
第1回 令和3年 10月13日（水）	(1) 委員長及び副委員長選出 (2) 検討委員会への諮問について (3) 武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会の運営について (4) 学校・家庭・地域の協働体制に関する検討委員会庁内検討会議の報告について (5) 学習指導要領との関連について (6) 検討の進め方について (7) 各委員からのご意見
第2回 令和3年 11月8日（月）	(1) 第1回検討委員会での委員意見まとめについて (2) 検討にあたっての補足および用語説明について (3) 学校・家庭・地域の連携・協働に関する協議
第3回 令和3年 12月16日（木）	(1) 学校・家庭・地域の連携・協働に関する協議
第4回 令和4年 1月27日（木）	(1) 検討委員会の協議を踏まえた学校・家庭・地域の協働体制強化イメージ（案）について (2) その他
第5回 令和4年 5月12日（木）	(1) 各団体からの意見共有 (2) 学校・家庭・地域の協働体制強化イメージ（案）についての検討 (3) その他
第6回 令和4年 7月12日（火）	(1) 学校・家庭・地域の協働体制検討委員会中間まとめ（案）について (2) その他

■武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市の学校、家庭及び地域の協働の在り方を検討するため、武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 学校・家庭・地域の協働の在り方、意義及び仕組みに関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の協働にあたり、教育委員会規則の制定に必要なこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、武藏野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

（構成）

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を統括し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の報酬）

第7条 委員の報酬については、武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会が市長と協議して定める。

（部会）

第8条 検討委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、検討委員会が指示する事項を実施するため、検討委員会に部会を置く。

2 部会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務局）

第9条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

学識経験者 3人
武蔵野市立小中学校長会を代表する者 2人
武蔵野市立小中学校副校長会を代表する者 2人
武蔵野市立小中学校 P T A連絡協議会を代表する者 2人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人
武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者 1人
武蔵野市青少年問題協議会地区委員会を代表する者 1人
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会を代表する者 1人
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者 1人
武蔵野市地域コーディネーターを代表する者 1人
子ども家庭部長
教育部長

別表第2（第8条関係）

教育部長
市民部市民活動推進課長
健康福祉部地域支援課長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部指導課長
教育部統括指導主事
教育部生涯学習スポーツ課長

■武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会 委員名簿

(令和3年10月13日～令和5年3月31日)

	氏名	役職名
1	有村 久春	東京聖栄大学健康栄養学部管理栄養学科教授
2	渡邊 大輔	成蹊大学文学部現代社会学科教授
3	助友 裕子	日本女子体育大学体育学部健康スポーツ学科教授
4	宮崎 倉太郎	武蔵野市立境南小学校校長
5	河合 雅彦	武蔵野市立第三中学校校長 (任期：至令和4年3月31日)
6	竹山 正弘	武蔵野市立第三中学校校長 (任期：自令和4年4月1日)
7	高丸 一哉	武蔵野市立大野田小学校副校長 (任期：至令和4年3月31日)
8	山口 武志	武蔵野市立第四小学校副校長 (任期：自令和4年4月1日)
9	田代 裕司	武蔵野市立第六中学校副校長
10	藤平 真史	前武蔵野市立関前南小学校P T A会長
11	松田 阿弓	前武蔵野市立第六中学校P T A会長代理
12	高橋 淳子	西部コミュニティ協議会会長
13	矢島 和美	武蔵野市民生委員・児童委員代表会長
14	北島 博史	武蔵野市青少年問題協議会千川地区副委員長(前委員長)
15	守谷 洋子	武蔵野市立井之頭小学校開かれた学校づくり協議会代表
16	島田 豊文	武蔵野市立関前南小学校地域コーディネーター
17	横山 美江	武蔵野市民社会福祉協議会地域福祉推進係長
18	勝又 隆二	武蔵野市子ども家庭部長
19	樋爪 泰平	武蔵野市教育部長

敬称略